

発熱などの症状があるとき⇒ 診療・検査医療機関
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/documents/kyotoshi.pdf>

または新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487 (365日24時間、京都府・京都市共通)

ワクチンの問合せは⇒ 京都市ワクチン接種ポータルサイト <https://vaccines-kyoto-city.jp/>

電話：075-950-0808 050-3310-0371 (毎日8:30～17:30)

FAX:075-950-0809 (聴覚に障害のある方等、電話が難しい方)

コロナ対策・支援策 使える制度 お困りのときはご相談ください

学生・若者への支援

○健康上の理由等によるワクチン未接種者の方や感染拡大傾向時の感染不安者を対象に、検査を無料で実施(再掲)

対象：発熱等の症状がない方で感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民
(京都府民であれば、ワクチン接種済・未接種を問いません。)

検査：PCR検査等、もしくは抗原定性検査

(検査方法は会場によって異なります。検査実施事業者一覧からご確認ください。)

身分証明書が必要です (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等)

無料検査実施事業所は、京都府のホームページから確認してください。

○学生等の学びを継続するための緊急給付金(10万円)

①「高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)」の利用者②次の要件を満たす学生・原則として自宅外で生活をしていること・家庭から多額の仕送りを受けていないこと・家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと・新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること・第一種奨学金(無利子奨学金)等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること

大学等に問い合わせを(第1回目推薦〆切1月21日、第2回目は未公表)

○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ。学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター)0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○新型コロナ対応休業支援金は、学生アルバイトも対象です(上記参照)

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会(再掲)

緊急小口資金(上限20万円)3月末まで、申し込みが延長されました。

総合支援資金(単身世帯月15万円×原則3カ月まで)12月末までに貸し付けが終了した世帯に3ヶ月の再貸し付けが可能となります(合わせて9ヶ月)。

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金(家賃3カ月分を給付、最長12カ月)

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○年金保険料を払えないとき(納付猶予)

学生納付特例制度※自身の収入が年118万円以下の学生が対象 ※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります ※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口 ※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060

生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」—厚生労働省がよびかけ(厚労省のホームページ)
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、「保護の要件」とは異なります。また、同居していない親族に相談してからでないとい申請できない、ということはありません。

*住むところがない人でも申請できます。

・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

・例えば、施設に入ることに同意することが申請の条件ということはありません。

*持ち家がある人でも申請できます。

・利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

*必要な書類が揃っていないなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

緊急事態宣言等を踏まえ、一時的な収入減の方の資産要件など弾力的な運用を行っています

扶養照会についての新たな国通知が出されました。要保護者の意向を尊重する方向を明らかに。

DVや虐待の場合は「要保護者の自立を阻害する」と判断、照会を行わない。また、入院・入所や生計維持者でない場合、交流断絶など扶養できないことが明らかなきときは、扶養が期待できないと取り扱ってよい。

扶養義務者への直接照会は、扶養義務の履行が期待できると判断されるものに対してのみ行うことを明記。

無料検査

健康上の理由等によるワクチン未接種者の方や感染拡大傾向時の感染不安者を対象に、検査を無料で実施

対象：発熱等の症状がない方で感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民

(京都府民であれば、ワクチン接種済・未接種を問いません。)

検査：PCR検査等、もしくは抗原定性検査

(検査方法は会場によって異なります。検査実施事業者一覧からご確認ください。)

身分証明書が必要です(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等)

無料検査実施事業所は、京都府のホームページから確認してください。

生活支援

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象：ア 住民税非課税世帯等

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※生活保護世帯や条例により減免されている世帯を含む。(収入認定はされません)

住民税非課税世帯には、支給案内チラシと確認書が送付されるので返送を

(1月末から順次郵送されます)

イ 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯中の住民税課税者全員の令和3年の収入見込額が、非課税となる水準以下である世帯(世帯員それぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下。任意の1ヶ月は世帯員が同じ月でなくてもよい)。単身世帯で年間収入100万円以下等。

家計急変世帯の場合申請が必要です。コールセンターに電話で申し込みを(コールセンターは1月下旬から設置)

※ア・イともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く

(親が別に住んでいる子どもを扶養家族にしている場合など)

給付額: 1世帯10万円

YJKビル(河原町御池西南角)に受付窓口(対面)設置。各区役所にも専用ブースが設置されます。

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み 22年3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります

※学生の方も活用できます。

返済の開始時期を2022年3月末まで延長。2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます。

○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月・3ヶ月の延長が可能)無利子・保証人不要 (申し込み 22年3月末まで、社会福祉協議会)。

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

2022年(来年)3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、初回貸付分返済の開始時期を2022年3月末まで延長。延長分は2023年度、再貸付分は2024年度まで据え置き。

※返済免除について①初回貸付分 2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、②延長貸付分 2023年度(令和5年度)の住民税非課税の場合、③再貸付分 2024年度(令和6年度)の住民税非課税の場合、返済は免除となります。

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付について、限度額に達している、再貸付不承認などの困窮世帯に対する支援金
対象：緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の限度額に達している世帯や、再貸付不承認となった世帯
生活保護世帯は除く

収入が、市民税均等割非課税額の1/12+住宅扶助基準額以内。資産要件、求職等の要件があります。

支給月額：単身6万円、2人世帯8万円、3人世帯10万円(3ヶ月間)

申請受付：**22年3月末まで延長となりました**

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象
支給期間3ヶ月、3ヶ月×2回の延長可能(合計9ヶ月)

住居確保給付金の支給が終了した方に対する3ヶ月間の再支給は2022年3月末まで延長されました。

(令和2年度中の新規申請者に限る)

※**2022年3月末までに**申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能になります。

○新型コロナ対応休業支援金

(制度の概要)

事業主から休業をさせられたが、企業から休業手当の支払いを受けることができなかった方(学生アルバイト含む)が給付を受けられる制度です。

※厚生労働省における制度。休業には、時短勤務や、シフトの削減を含む。

(支援の対象者)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業主から休業させられ、企業から休業手当の支払いを受けることができなかった方（学生アルバイトも対象になります。）

（支援金額）

休業前賃金の8割（大企業に雇用されている方の場合、令和2年4～6月の休業については一部6割いずれの場合も、一日当たり上限：11,000円）を給付します。

（手続きの方法）

オンライン申請と郵送申請があり、労働者の方から直接申請できます（事業主経由での申請も可能）。

※事業主の協力を得て書類を作成すれば審査が早く進みますが、事業主に協力して貰えない場合でも、そのことを書類に書けば申請できます。

（申請期限）21年10～11月分は2022年2月末まで、12月分は22年3月末まで

（大企業にシフト制等で雇用されている方の2020年4月1日～6月30日まで分は12月末まで）

○不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業、生理用品の提供

(1) 相談事業(拡充)「つながる相談室」の開設(相談無料)

ウイングス京都で、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行い、必要な相談窓口につなげます。

対象：京都市内に在住、在学、在勤の女性

受付：月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み） 午前10時～午後5時

電話での相談：075-275-0280

対面での相談：上記電話番号に電話して予約又は下記ホームページの面接予約フォームに入力して予約

オンライン相談：ホームページの面接予約フォームに入力して予約

(2) 生理用品の提供

様々な御事情で生理用品を購入できない方に対して、ウイングス京都、(社福)京都市社会福祉協議会、NPO法人等と連携して、相談支援につながるよう生理用品の提供を行います。

ア ウイングス京都（中京区東洞院通六角下る御射山町262番地）（水曜日は休館）

イ キャンパスプラザ京都（下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939）（月曜日は休館）

ウ 京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす（左京区下鴨北野々神町26番地）（火曜日・祝日は休館）

エ 京都市青少年活動センター（各センターで提供）（水曜日は休館）

オ 社会福祉協議会（市・区の社協で提供）（土曜日・日曜日・祝日は休館）

受取方法：配備場所に配置するカードかスマホ画面の提示で、声に出さなくてもお受取りいただけます。

お名前等をお聞きすることはありません。

※市立の小学校、中学校、小中学校、高等学校及び総合支援学校（全243校）並びに御協力いただける大学において、困りを抱える女子の児童生徒及び大学生に相談窓口チラシ付きの生理用品を提供し、必要なサポートを行います。（在学する児童生徒と保護者、在学する大学生のみを対象）

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

給付額 児童一人あたり一律5万円

（ひとり親世帯）

ア 2021年4月分の児童扶養手当を受けている方（申請不要）

- イ 公的年金を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）
- ウ コロナの影響で家計が急変し、児童扶養手当の対象となる水準に下がった（申請必要）

申請 2022年2月28日(月)まで

申請日の翌月末までに支給（不備がない場合）

（その他低所得の子育て世帯）

ア 2021年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、2021年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要）

イ 対象児童を養育している方で、2021年度分の住民税均等割が非課税（例：高校生のみ養育世帯）

ウ 1月1日以降、収入が減収し、住民税比改税相当の収入となった世帯等（イ・ウは、要申請）

申請 2022年3月上旬まで

問合せ専用窓口 電話222-4310（平日9時～17時） FAX354-5189

○償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

次のいずれにも該当するひとり親の方 <相談は、区役所はぐくみ室へ>

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

貸付額 月上限4万円×12か月

償還免除 1年就労継続なら一括償還免除

○子育て世帯への臨時特別給付金

対象と金額 児童手当の支給対象となる所得の子育て世帯に対し、18歳以下の児童ひとりあたり10万円

- ・2021年9月分児童手当支給対象児童には、児童手当支給口座に振り込み済（申請不要）
- ・児童手当対象児童の兄・姉には、個別にお知らせを郵送し、1月下旬に支給（申請不要）
- ・それ以外の高校生世代の児童に対しては、個別にお知らせが届きます（申請必要・2月28日まで）
（紛失・不着等の場合は、申請書をホームページからダウンロード）
- ・2021年10月～22年3月31日に生まれた児童については、後日京都市が周知

○国民健康保険傷病手当（対象期間が延長されています）

※国保の被保険者で給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために労務に服することができなくなった方が対象です。

- ・対象期間：2020年1月1日～

○国民健康保険料減免

・コロナの影響で世帯の主たる生計維持者の事業等の収入（国や都道府県から支給された各種給付金《持続化給付金等》を除く）が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）等。

・新型コロナウイルス感染症により、令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間において、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った又は死亡したときは、申請により、令和3年度分保険料の免除を受けることができます。

○介護保険料減免 ○後期高齢者医療保険料減免

- ・コロナの影響で主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った又は死亡したとき（免除）。

○京都市市民向け支援制度一覧

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000270/270348/030830shimin.pdf>

芸術・文化活動への支援

○文化芸術総合相談窓口 (KACCO)

文化芸術活動に関する相談に、関係機関や法律の専門家と連携して対応

京都芸術センター（平日 10:00～18:00） 電話 252-2162

学校が休業になった時

○小学校休業等対応助成金

（労働者を雇用する事業主向け）

新型コロナウイルスの影響で小学校等が臨時休業等した場合等に、保護者である労働者に労働基準法上の年次有給休暇を除く有給の休暇を取得させた事業主へ助成（正規・非正規問わない）支払った賃金相当額×10/10

※日額上限額 令和3年8月1日～12月31日の休暇 13,500円

令和4年1月1日～2月28日の休暇 11,000円

令和4年3月1日～3月31日の休暇 9,000円

※申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、支給日額上限 15,000円

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

個人で仕事をする保護者への支援金

仕事ができなかった日が 令和3年8月1日～12月31日⇒1日当たり6,750円（定額）

令和4年1月1日～2月28日⇒1日当たり5,500円（定額）

令和4年3月1日～3月31日⇒1日当たり4,500円（定額）

※申請する仕事ができなかった期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日当たり7,500円（定額）